

OLGM 用遮蔽体の購入

仕 様 書

1. 件 名

OLGM用遮蔽体の購入

2. 目 的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という）においては、令和8年度に常陽の運転再開を計画している。大洗原子力工学研究所高速実験炉部高速炉技術課が高速実験炉「常陽」の燃料破損検出の開発において使用するカバーガス・オンラインガンマ線モニタシステム（以下、「OLGM」という）が設置されている。本仕様書は、OLGM用遮蔽体を購入するためのものである。

3. 仕 様

3. 1 構成機器

(1) OLGM用遮蔽体 : 1式

3. 2 仕様

(1) OLGM用遮蔽体（添付資料 図1 遮蔽体概略図 参照）

（クリアパルス製 690 型 TlBr 検出器及び Ge 検出器用鉛遮蔽体）相当品

(a) 組立方式：分割式

(b) 主要寸法：全高 200mm、全長 400mm、全幅 300mm、コリメータφ100mm

(c) 主要材質：鉛（硬鉛板 4 種：HPbP4）

4. 納 期 令和 8 年 3 月 19 日

5. 納入場所及び納入条件

3.1 項で示した OLGM 用遮蔽体の納入場所及び納入条件は以下のとおりとする。

(1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

大洗原子力工学研究所 高速実験炉部 高速炉技術課 ナトリウム分析棟

(2) 納入条件

持込渡し

6. 提出書類

	図 書 名	様式	提 出 時 期	部数	確認	備 考
1	製品図面	無	納入時	2 部	不要	
2	ミルシート	無	納入時	1 部	不要	
3	各パーツ重量	無	納入時	2 部	不要	
4	その他必要図書	適宜	適宜	適宜	適宜	詳細は別途協議

(提出場所)

原子力機構 大洗原子力工学研究所 高速実験炉部 高速炉技術課 ナトリウム分析棟

7. 検収条件

「5. 納入場所及び納入条件」に示す納入場所に納入後、「6. 提出書類」に示す提出書類の確認及び下記に示す各種検査の合格をもって検収とする。

(1) 外観検査

3に示す構成機器の外観について、機能上有害な損傷・汚損等が無いことを確認する。

(2) 員数検査

3に示す構成機器が所定の員数で納入されていることを確認する。

(3) 寸法検査

3に示す構成機器について、寸法確認を実施し、図面と相違なきことを確認する。

8. 検査員及び監督員

- ・ 一般検査 管財担当課長

9. 保障

検収後1年以内に、明らかに受注者の管理の誤りまたは製品の不備（設計、製作、施工上の不備）などにより発生した異常・故障・破損に対して、受注者の責任において無償で修理、改造または交換を行うこと。

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

12. 特記事項

- (1) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (3) 本作業の実施に際して、必要な機器の準備、安全対策等の一切は受注者が実施するものとし、これに係る経費等を含め受注者の負担とする。
- (4) 本仕様書の範囲において、受注者が一部を外注する場合、品質に関する要求事項が受注者の外注先まで確実に要求、適用されること。また、下請け業者の作業内容を把握し作業の質、工程管理をはじめとしてあらゆる点において下請け業者を使用した弊害を防止すること。万一弊害が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。
- (5) 受注者は、原子力機構が実施する物品等の検査・試験及び監査のために受注者並びにその下請業者等の工場に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (6) 受注者は、原子力機構から特別受注者監査（事故・トラブル発生時に実施）の要求があった場合には、監査に応じなければならない。監査の実施結果に基づき、受注者に対して必要な改善を指示することがある。

以 上

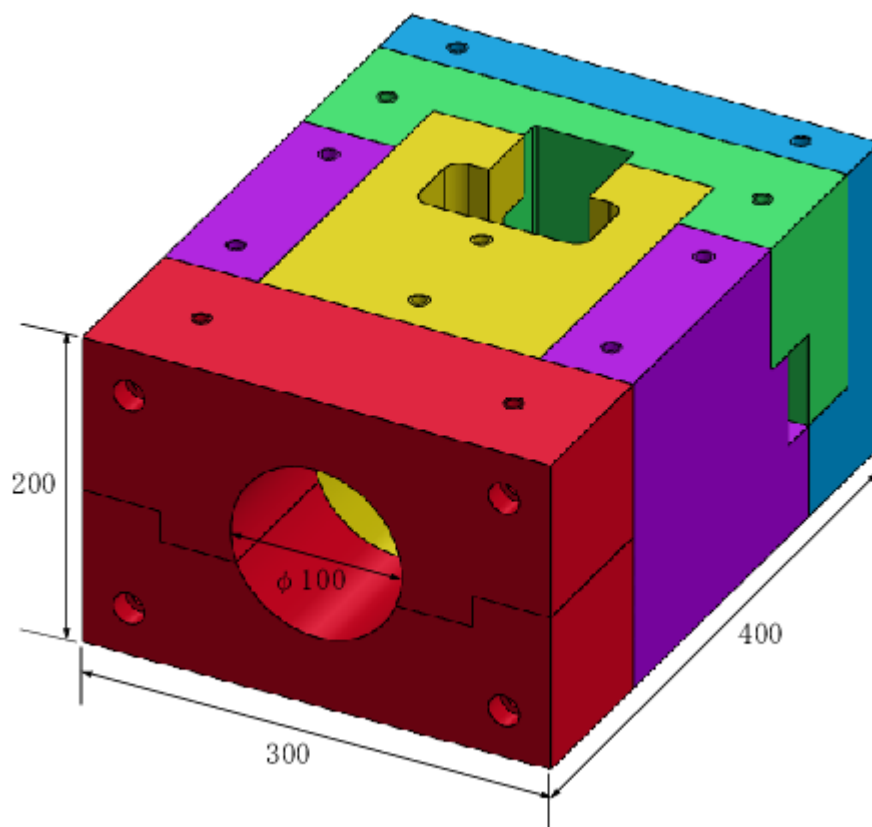


図 1 遮 蔽 体 概 略 図

(クリアパス製 690 型 TlBr 検出器及び Ge 検出器用鉛遮蔽体)